



ミャンマー人材 紹介スキーム

行政書士法人YUGE OFFICE
合同会社ハッピーアトラクション



弊社スタッフが経営するミャンマー法人から日本語が話せるミャンマー人をご紹介します。

- 弊社のミャンマー人スタッフが現地で日本語学校と人材送出し機関を営んでいます。
- 弊社がミャンマー法人と人材紹介に関する業務委託契約を締結しております。
- 優秀で日本語が話せるミャンマー人スタッフを御社へ紹介が可能です。



Musubi
Japanese Language School

N3 Zoom အတန်း
တနင်္လာ၊ အင်္ဂါ၊ ကြာသပတေး၊ တနင်္ဂနွေ
ညနေ ၄ နာရီခွဲ မှ ညနေ ၆ နာရီအထိ

ဒီဇင်ဘာလ ၁၁ ရက်နေ့ စမည်။
သင်တန်းကြေး - ၂၄၀,၀၀၀ ကျပ်
သင်တန်းကြာချိန် - ၄ လ မှ ၅ လ ခန့်





代表社員・行政書士 弓削勇介

弊社が責任をもって
在留資格申請を行います。

弊社代表は大阪で15年の業務歴がある行政書士です。在留資格申請を専門として大阪入管はもちろん、東京、名古屋、広島、高松、福岡入管へも多数申請実績があります。

在留資格と入管行政、外国人雇用についての専門家が顧問であることは御社にとって優位性のある強みとなります。

弊社は行政書士責任賠償保険に加入しており、万が一に備えて年間1億5千万円までの賠償責任が担保されています。

紹介できる人材

「特定技能」

- 介護
- 外食業
- 農業

(日本語レベルN4～N3)

「技術・人文知識・国際業務」

- ITエンジニア

(日本語レベルN3～N2)



ミャンマー人の特長

仏教徒が多いため日本人と価値観が似ている。

勤勉で温和な性格の者が多い。

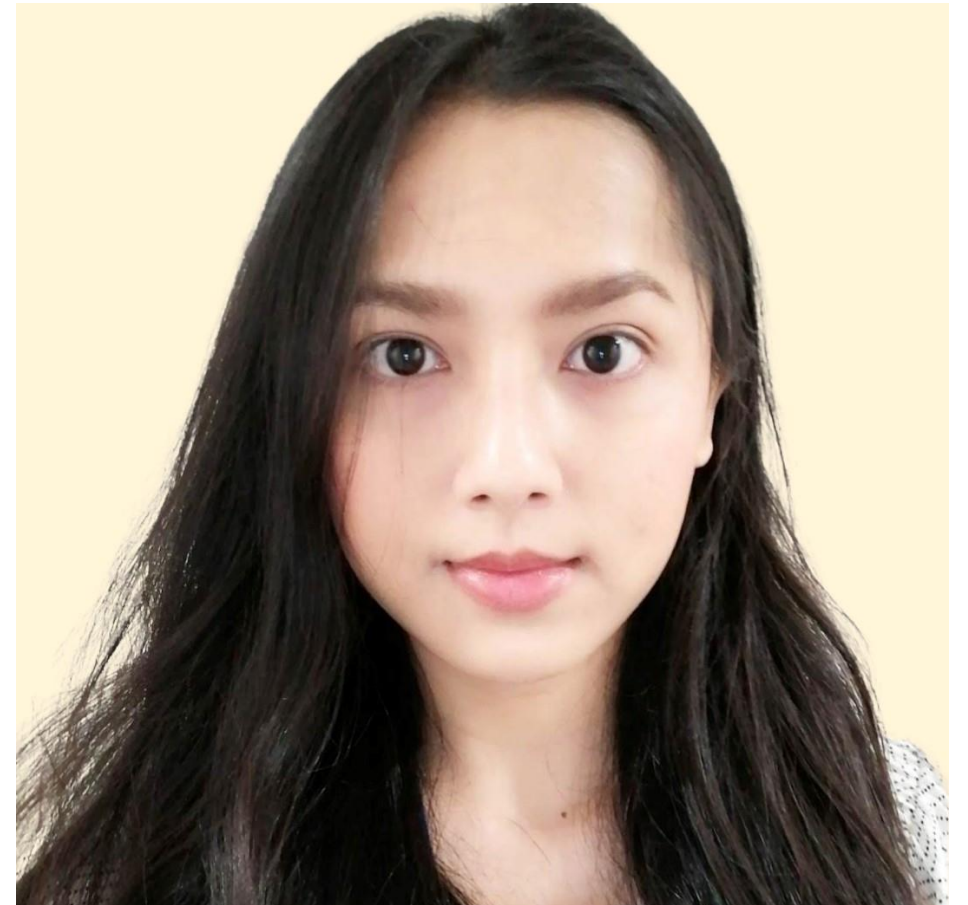
社交的で礼儀正しく忍耐強い。

温和で自己主張が少なく控えめな国民性。

親日派である。

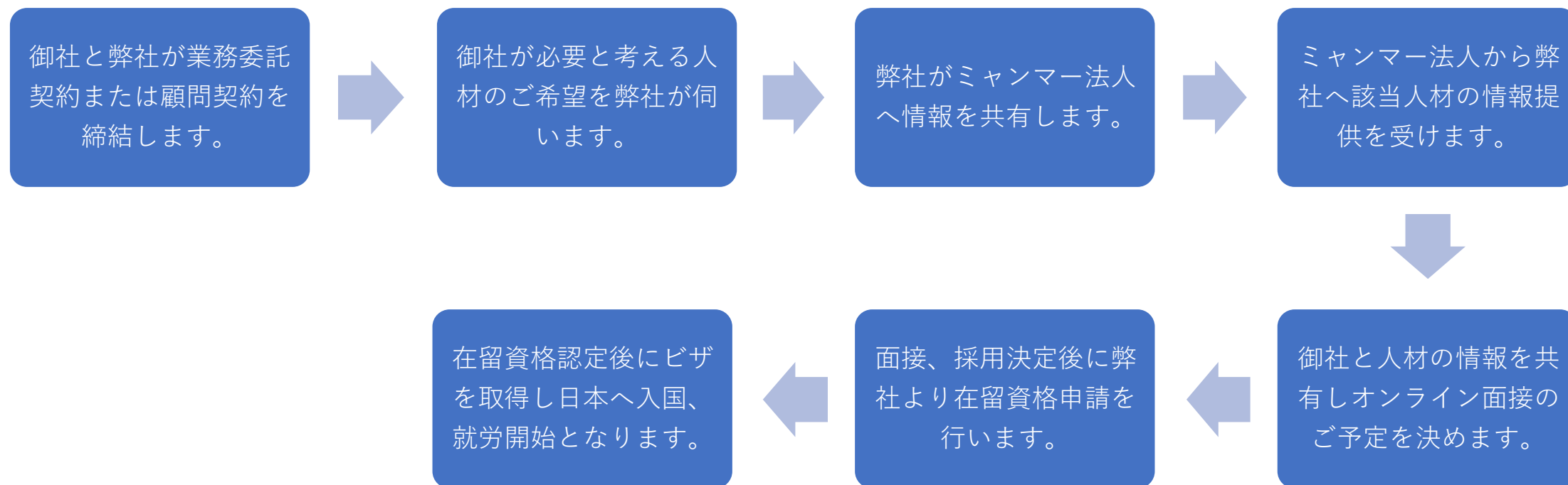
家族を大切にする。

慈悲深く、目上の人を敬い大切にする。



通訳モエ・プインチョウ

ご依頼から就労までの流れ



在留期間の更新と 特定技能外国人支援

日本で活動をする外国人材はそれぞれ在留資格と在留期間があります。

- 「技術・人文知識・国際業務」の場合は5年、3年、1年又は3月の在留期間となります。
- 「特定技能1号」の場合は必ず1年の在留期間となり、通算5年までとなります。介護分野以外は「特定技能2号」への変更をいたします。
- 在留期間の期限3か月前から在留期間更新許可申請を行います。許可後、引き続き活動が継続できます。更新を忘れたら不法残留となります。
- 特定技能外国人へは法定の支援基準が定められており、自社で基準を満たすより登録支援機関に支援を任せた方が効率的です。

外国人雇用で知ってよかった 入管法の知識





人材派遣会社で外国人雇用する場合の特徴

- 御社で派遣可能な業種すべてが対象となる。
- 在留資格基準は派遣先よりも派遣元の資料が重要となる。
- 雇用契約期間が1年未満の場合はしっかりと説明しなければ1年を超える在留期間となることは少ない。

顧問契約のメリット



- 不法残留、不法就労助長の予防と事前対策ができる。
- 配置換え、派遣先変更、一時帰国時の相談が無料でできる。
- 従前と職務内容が同じ在留期間更新許可申請が無料でできる。

YUGE OFFICEの企業理念

01

私たちはより多くの外国人が日本で生活することで、世界中の人々に日本の良さを知ってもらうことを目指しています。

02

そして安心して暮らせる良い日本を維持することを目的として共創するために私たちは存在します。

03

私たちの目標は単に利益を追求することではなく、人々の日常生活に幸せと価値をもたらすことです。

ありがとうございました。

御社と弊社の共通目標達成のために業務提携
できることを心より感謝しております。

弊社の事業計画に弊社が加わることにより目
標達成が加速されることをお約束いたします。

最後までご拝読いただき、誠にありがとうございました。

行政書士法人YUGE OFFICE

合同会社ハッピーアトラクション

代表社員 弓削勇介

